

交 監 第 9 6 号
令和 7 年 1 1 月 7 日



請求人 XXXXXXXXXX 様

交野市監査委員 小 串 弘 明

交野市監査委員 松 村 紘 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 7 年 9 月 1 1 日付けで、請求人から提出された、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

交野市職員措置請求に係る監査結果

1. 請求の内容

別紙記載のとおり

2. 請求書の受理

本件請求については、令和7年9月11日に收受し、一部について補正を求め、補正後、形式的な要件については具備しているものと認め、令和7年10月3日付けで受理した。

3. 請求の概要

請求人提出の交野市職員措置請求書による主張の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

I. 交野市は、令和5年度にかけて市の保有する各種基金のうち、74億5千万円を一括して債券投資において運用し管理している。これには各基金条例に有価証券での運用を認める個別規定がない基金が含まれており、かかる債券購入は違法な公金支出である。

II. 交野市は、Iの債券運用から得た利益収入について、各基金条例では「予算に計上して、基金に繰り入れるものとする」との規定を置いているが、適切に繰り入れておらず、また、特定目的基金では、基金の設置目的及び用途が定められているにも関わらず、設置目的以外の費用に充てられており、違法・不当な公金支出である。

III. Iの違法な運用が現在も継続されていることに加え、基金の保管・管理については各種法等において「確実性」「効率性」「安全性」「流動性」が求められおり、適切に管理されるべきところ、交野市は、基金総額の約76.7%もの多額な基金を、最長30年という超長期間に渡って運用するものであり、法が求める適正な基金の管理とは言えず、市長としての裁量権を大きく逸脱濫用した極めて不当な行為である。

(2) 措置請求

交野市長に対し、条例に根拠がなく、違法不当に支出された公金の返還を求めるとともに、違法不当な財産の管理状態を是正し、それにより市に損害が生じた場合における市への損害賠償並びに、今後の違法不当な支出及び財産の管理を未然に防止するための措置を講じるよう勧告することを求める。

4. 監査対象部局

会計室

企画財政部

5. 監査の実施

(1) 関係職員の調査等

ア 提出書類等

令和7年10月8日付で、対象部局から監査に必要な関係書類の提出を受けた。

イ 監査対象部局からの事情聴取

令和7年10月10日に、関係職員から聴取を行い、監査の判断の参考とした。

ウ 関係職員

会計管理者兼室長

企画財政部長、企画財政部次長、企画財政部財務課長

(2) 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年10月15日付で新たな証拠の提出及び陳述の機会を付与した。当日は請求代理人により新たな証拠が提出され、要旨の陳述が行われた。

6. 監査対象事項

I. 条例に個別規定のない基金において、債券投資による公金支出は違法であるか。

本件請求は、地方自治法第242条第2項に規定する期間の制限を受けるものか。

II. 基金の債券運用で得られた利息収入は、基金条例の規定どおり各基金に適切に処理されているか。また、各基金の設置目的、用途以外の費用に使用されていないか。

III. 継続されている基金の債券投資による運用・保管・管理について、市長としての裁量権を大きく逸脱濫用した極めて不当な行為であると言えるか。

7. 監査結果

(1) 事実の確認

ア 交野市が債券投資による一括運用している財政調整基金 他11件の基金条例及び関連法令の規定を確認した。

イ 債券の保有状況については表①のとおりである。(交野市HPに公表済)

表① 債券の保有状況

令和7年3月4日

銘柄(発行体)		額面金額 (千円)	利率 (%)	発行年月日	期間 (年)	受取利息(年額) (千円)
第39回	東京電力パワーグリッド(株)	700,000	1.08	R2.7.16	10	7,560
第64回	東京電力パワーグリッド(株)	1,100,000	1.55	R5.4.19	10	17,050
第67回	東京電力パワーグリッド(株)	1,700,000	1.60	R5.7.13	15	27,200
第386回	北海道電力(株)	100,000	1.55	R5.5.25	20	1,550
第452回	中国電力(株)	1,500,000	1.41	R5.7.13	20	21,150
第557回	関西電力(株)	600,000	1.45	R5.7.20	20	8,700
第519回	九州電力(株)	800,000	1.43	R5.7.21	20	11,440
第186回	国債	100,000	1.50	R5.10.18	20	1,500
第558回	東北電力(株)	200,000	1.60	R5.5.25	22	3,200
第449回	中国電力(株)	200,000	1.81	R5.6.13	30	3,620
第82回	国債	450,000	1.80	R6.4.5	30	8,100
計		7,450,000				111,070

また、上記以前に公開された有価証券に係る情報や、債券運用に関する内容を、関係書類により確認した。

ウ 令和6年度決算額における、各基金への債券運用利息の収入状況及び、各基金の取り崩し額と対象事業を関係書類から確認した。

(2) 監査委員の判断

1. 条例に個別規定のない基金において、債券投資による運用は違法であるか。

本件請求は、地方自治法第242条第2項に規定する期間の制限を受けるものか。

住民監査請求の対象は、地方自治法第242条第1項の規定により、「違法・不当な財務会計上の行為又は違法・不当に怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合」を対象としている。また、請求ができる期間は同条第2項により、「財務会計上の行為についての監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし正当な理由がある場合はこの限りではない」と規定している。まずは期間制限において検討する。

【請求期間の検討】

監査請求に係る支出総金額 7 4 億 5 千万円について、各債券購入に係る執行日を確認したところ下記表②のとおりであり、いずれも本監査請求日より 1 年以上前のものであり、地方自治法第 2 4 2 条第 2 項に規定する期間制限を徒過している。

表② 各債券の支出日

No.	銘柄（発行体）		支出日
1	第 39 回	東京電力パワーグリッド（株）	R5. 4. 27
2	第 64 回	東京電力パワーグリッド（株）	R5. 4. 19
3	第 67 回	東京電力パワーグリッド（株）	R5. 7. 13
4	第 386 回	北海道電力（株）	R5. 5. 25
5	第 452 回	中国電力（株）	R5. 7. 13
6	第 557 回	関西電力（株）	R5. 7. 20
7	第 519 回	九州電力（株）	R5. 7. 21
8	第 186 回	国債	R6. 1. 26
9	第 558 回	東北電力（株）	R5. 5. 25
10	第 449 回	中国電力（株）	R5. 6. 13
11	第 82 回	国債	R6. 4. 11

次に、同項ただし書きに規定する「正当な理由があるか」を検討する。

地方自治法第 2 4 2 条第 2 項ただし書に規定する「正当な理由」とは、監査請求について客観的な障害がある場合、すなわち、当該行為が秘密裡に行われた場合や天災、地変等があった場合などを指し、個人的、主観的事情は含まないとされている。

また、この「正当な理由」の有無は、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情がない限り、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁平成 1 4 年 9 月 1 2 日判決）とされている。

そして、「通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を判断基準としていることの趣旨を考慮すると、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報紙等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるといふべきである。」（東京高裁平成 1 9 年 2 月 1 4 日判決）とされている。

請求人は、債券投資による違法な公金支出の詳細が未だ不明であり、公開されていない資料について情報開示請求により入手した資料を精査したものの、全ての不明点が解消されていない。また、市は公金支出及び基金の管理・運営について「公表しない」としており「秘密裡」に行っているものであることから、住民として求められる相当の注意力をもって調査したとしても事実を把握しうる状況にないことが明白であり、本措置請求の提起には客観的事由として「正当な理由」があると主張する。

一方、基金の債券運用に関する情報の発信については、令和5年5月11日に基金の債券購入の報告をホームページにアップ、以後、複数回にわたり更新、同年9月13日には各債券の個別情報も公開している。加えて、「広報かたの」においても基金の運用についてお知らせを行っている。

また、令和6年9月2日には、「令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書」が公開されており、各基金の有価証券の運用の有無・現在高等が確認できる。

表②の11番目、「第82回国債」については、令和5年度の歳入歳出決算書では把握できないが、表①のホームページの公開により、令和6年5月7日には確認できる。

請求人が提出した、市が情報を秘匿していることを示す議会の会議録や、ようやく開示請求により入手できたとされる書類を確認するところ、「時価額」や「含み損」等の取扱いに関する内容と確認した。

以上の状況により、「条例に基づかない基金運用は違法」との住民監査請求するにあたっては、その違法性を確認する資料として決算書や各基金条例等が確認できた時点で住民監査請求を行うことが可能であり、すべての不明点が解消されていない状況では請求ができないものではないことから、本件については、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に請求されたとは言えない。

よって、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」は認められない。

以上により本請求については、地方自治法第242条第2項に規定する期間の制限が適用される。

なお、上記、【請求期間の検討】において請求期間の制限が適用されるため、Iの主訴である「条例に基づかない違法な公金支出か」については、本来であれば審議の対象外ではあるが、Ⅲの訴えに関係してくる内容であるため、続いて審議する。

【条例に基づかない違法な公金支出か】

請求人は、普通地方公共団体の基金は、条例をもって設置することになり、その管理についてもそれぞれの根拠条例において規定されるもの。然るに、基金条例に根拠のない債券投資による運用への公金支出は違法であると主張する。

対象となっている12個の基金条例には、全ての条例に「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」との管理規定を設けている。また、財政調整基金条例と職員退職手当基金条例にのみ「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」との規定を追加している。

『有価証券に代えることができる』の規定のない基金においては、『最も確実かつ有利な方法により保管』の規定を根拠に、有価証券で運用することが可能なのかについて、法の解釈を検討する。

地方自治法第241条第2項では「基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定していることから、地方自治体は、歳計現金や基金を法律に基づき「確実で効率的」な方法で運用する義務がある。

交野市が各基金条例で規定する「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法」という条項は、基金の運用にあたって、安全性の確保を大前提としつつ、収益性も考慮すべきという趣旨を定めたものと考えられる。その条文中「その他最も確実かつ有利な方法」という文言は、金融機関への預金に限定するものではなく、時代の変化や経済情勢に応じて、同様の要件を満たす他の運用方法も許容し、より有利な収益を求める運用方法として、地方自治法が求める「確実かつ効率的」な運用に合致すると考える。

よって、国債のように、高い利回りが期待でき安全性の高いと認められる場合には、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」を根拠に基金を運用することは可能であると考えられる。

次に、『基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる』の条項の意義を検討する。

「交野市財政調整基金条例」及び「交野市職員退職手当基金条例」においては、他の基金条例にはない『基金として積み立てる金額は、前年度歳計余剰金の内から市長が定める額』の文言が追記されており、これらの基金については、年度間の財政の不均衡を調整するための積立金という性格がある。積立金については地方財政法第4条の3の規定が適用されており、同法3項において「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券への買い入れ等の確実な方法により運用しなければならない」と規定されており、これを準用している。つまり、地方自治法と地方財政法の両方の規定

を踏まえた上で、運用に関する規定をより明確にしているものとする。

以上のように、『財政調整基金及び職員退職手当基金』と『それ以外の基金』には、目的と性格に違いがあるため、規定する条文にも差があることは理解する。

しかしながら、『有価証券に代えることできる』の条文は、他の基金条例において、規定しなければならないものではないが、規定することを制限する根拠も見当たらない。『その他確実かつ有利な方法』に含まれていると解釈できるとしても、住民が誤解や疑念をもってしまう状況であることは認識すべきところである。住民の理解を深めることを目的に、法的根拠を条例に明記することを検討する余地はあると考える。

以上により、現行の条例における、基金の債券投資による運用は、条例の規定に改善の余地が認められるものであるが、法が求める趣旨には合致すると考えるため、違法な行為であるとは言えない。

Ⅱ. 基金の債券運用で得られた利息収入は、基金条例に規定しているとおり、各基金に適切に処理されているか。また、各基金の設置目的、用途以外の費用に充てられていないか。

請求人は、議会での市長や理事者の答弁等から、特定目的基金において、債券運用により得た利息収入を基金条例に定められている設置目的及び用途以外に充てていると主張している。

基金は特定の目的・用途のために設置されているものであり、各条例には基金の目的・用途並びに、利息収入の処理が規定されている。

各基金の令和5年度末の残高、令和6年度積立額、積立額の内訳（債券運用利息収入、寄付金その他）、令和6年度取崩額、取崩額の対象事業、令和6年度末残高をそれぞれ確認したところ、債券運用による利息収入については、各基金の残高に応じて案分された額を積立していること、基金の取崩についても、特定目的基金の条例に規定する目的・用途に支出するために取崩していることを、提出された資料や各基金の取崩しの決裁等により確認し、適正に処理されていると判断する。

Ⅲ. 継続されている基金の債券投資による運用・保管・管理について、市長としての裁量権を大きく逸脱濫用した極めて不当な行為であると言えるか。

請求人が主張する「違法な債券運用」については、先に述べた通り違法とは言えないため、継続して運用することに問題はない。

次に請求人は、交野市は基金総額の約76.7%もの多額な基金を、最長30年という超長期間に渡って運用することは、法が求める適正な基金の管理とは言えないと主張する。

地方自治法第241条第2項は、基金の運用について「確実かつ効率的に運用しなければならない」と定めている。交野市は、この法律の趣旨に基づき、安全性を確保した上で、収益を追求する運用を行っている。

国債は、政府が発行する債券であり、その信用力は高いことから、「確実性」と「安全性」が確保された運用対象として認められている。

超長期の国債運用は、単に満期までの期間が長いという点のみで不当と断じることはできず、金利が低い局面において長期で運用することは、将来にわたる確実な収益を確保し、変動リスクを低減する有効な手段であり、財政の効率化に資するものとする。

「流動性」については、満期まで保有する方針の国債と、換金性の高い預金などを組み合わせることで、災害対策などの不測の事態に備え、必要な流動性を確保するよう配慮している。

地方公共団体の長が行う事務は、法律の範囲内で広い裁量権が認められており、判例においても、「長の判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が裁量権を逸脱又は濫用するものである」（最高裁昭和53年10月4日）とされている。

本件の基金運用は、法令の定める原則に従い、専門的知見と客観的分析に基づいて行われたものであり、その判断過程や内容に社会通念上著しく不当な点は認められない。市長の裁量権の範囲内における行政判断であるとする。

(3) 結論

以上から、本件請求に係る請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。また、「令和5年に行われた、条例に基づかない違法な債券運用のための公金支出」については、監査請求できる期間を徒過しており、正当な理由も認められないため却下する。

(4) 付記

監査結果は以上であるが、監査委員として次のとおり意見を付言する。

交野市は、地方自治法第2条第14項に規定する「最少の経費で最大の効果を挙げる」ために、経済性、効率性、有効性を考慮して、さらに確実性、安全性、流動性も加味した基金運用を心掛けられたい。

今回、請求のあった事案については、交野市が違法又は不当な債券運用を行っているとは言いえないが、住民の信頼をさらに高め、より健全な基金運用を構築するため、今回の住民監査請求を機に、下記の点について改善策を検討されたい。これにより運用の根拠をより強固にし、透明性や住民への説明責任を向上させることができると考える。

記

- ① 条例に詳細な規定がないことによる住民の疑念払拭に向けた取り組みとして、改めて有価証券による運用を規定する条文を検討されたい。
- ② 運用の効率性だけでなく、リスク管理の重要性を住民に明確に伝える必要があるため、基金の運用状況の他、運用実績等の情報を積極的に公表されたい。
また、基金の運用で得られた利息収入の処理方法や、基金の取崩の目的等の情報も、住民が容易に判断できるよう公表の内容を工夫されたい。
- ③ 基金の運用・管理について、各種の決定については丁寧な説明が必要である。保有期間が30年の債券は、全体に比して少数であるものの、やはり期間が長いという印象を与えかねない。当然、長期保有の方が利率は高く「効率性」は上がるが、「流動性」については請求人の指摘も容認できる。今後の債券購入に際して、超長期の債券についてはより慎重な検討を求めたい。加えて、新たに債券を購入する場合は、どのような判断を行ったのか、その選定理由等についても積極的に公表されたい。

以上

交野市職員措置請求書

1 請求の要旨

交野市（以下「市」という。）は、市の一般会計及び公営企業会計における各種基金のうち7,450,000千円を一括して国債及びいわゆる電力会社が発行する社債（以下「電力債」という。）といった債券に投資することによって運用し、それを保管しているが、そのうち3,262,533千円もの公金を法の根拠なく支出している。

かかる法に根拠の無い基金の債券投資による運用に関する公金の支出は、違法であると認識されるべきものであり、それらに要した支出は、市の住民の代表として市政を執行する市長の行為として許されるはずがなく、法律による行政の大原則を蔑ろにした社会通念上相当な範囲を超えた違法不当な支出であって、交野市内に在住の者として決して看過できるものではない。

次に、かかる基金の債券投資による運用から得た利息収入の処分について、市の各種基金条例では、基金の運用から生じた収益等の処分に対する明確な定めを置いており、かかる処分によらず、基金条例の設置目的及び用途以外の事業に用いた場合、明らかに法に反する違法な公金支出であることから、本件措置請求を『監査の端緒』として違法性及び不当性を確認していただきたい。

加えて、市の基金の債券投資による運用に疑義が生じている。

基金は、地方自治法や市の各種基金条例が求める基金の運用の諸原則に照らして適正な管理運用が為され、各基金条例に定める基金の設置目的、用途や保管方法等の規定に基づく管理を行う必要がある。

とりわけ基金の設置目的は、決して債券投資の利息収入を得ることではなく、その目的に沿った処分が為されるべきであり、それを逸脱する行為は、違法不当との誹りを免れない。

また、市長の任期を大きく超えた数十年もの間、市の財政運営に大きな制約を課し、次世代の選択を制約することは、市長としての裁量権を大きく逸脱濫用する極めて不当な行為である。



よって、交野市長である山本景氏（以下「山本氏」という。）に対し、条例に根拠が無く、社会通念上の範囲を超え違法不当に支出された公金の返還を求めるとともに、違法不当な財産の管理状態を是正し、それにより市に損害が生じた場合における市への損害賠償等の必要な措置並びに今後の違法不当な支出及び財産の管理を未然に防止する為の措置を講ずるよう勧告することを求め、本措置請求を行う。

2 請求の原因

（1） 基金の債券投資による運用の管理の実態

① 市の基金条例の詳細について

現在、交野市が制定している18個の基金条例（添付書面1）のうち、債券投資による一括運用の対象となっている基金は、以下の12個である（添付書面2）。

そのうち、基金の根拠条例で「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる。」との規定を置いているものが4個あり、債券投資の一括運用の対象である基金は『交野市財政調整基金条例』『交野市職員退職手当基金条例』の2個のみである。

翻って、債券投資による一括運用の対象となっている基金であるにも拘わらず、基金の管理として、金融機関の預金での保管の例外である有価証券に変えることができる旨の規定を置かない基金条例は『交野市公債費管理基金条例』『交野市社会福祉事業基金条例』『交野市地域保全整備基金条例』『交野市都市の緑基金条例』『交野市ふるさと創生桜基金条例』『交野市第二京阪道路環境監視基金条例』『交野市災害対策基金条例』『交野市公共施設等整備基金条例』『交野市学校教育振興基金条例』及び『交野市公営企業資金運用基金条例』の10個である。

かかる基金条例では「基金から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする」との規定を置いており、とりわけ『特定目的基金』では、設置目的及び用途が定められていることから、各々の債券投資による運用で得られた利息収入は、その基金条例に定められていない費用に充てることはできない。

② 基金の債券投資に関する公金支出の違法不当について

市は、令和5年度にかけて、市の一般会計及び公営企業会計における各種基金のうち7,450,000千円を、一括して国債及び電力債といった債券投資において運用し管理している（添付書面3）。

この基金の債券投資による運用については、議会の審査や議決を経て行われるものではなく、市長の裁量によって行われているものである。

普通地方公共団体の基金は、条例をもって設置することになり、その管理についても、それぞれの根拠条例において規定されているものである。

然るに、基金条例に根拠の無い基金においても、令和6年10月2日に市のホームページで公開された『令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書』の177頁以下を参照すると、債券投資による運用として3,262,533千円もの公金が条例の根拠なく債券投資による運用に支出されている状況を伺うことができる（添付書面2）。

かかる基金条例に根拠の無い債券投資による運用への公金の支出は、法に反するものであると認識されるべきであり、それらに要した支出は、市の住民の代表として市政を執行する市長の行為として許されるはずがなく、社会通念上相当な範囲を超えた法律による行政の大原則に反する違法不当な支出である。

また、基金の債券投資による運用で得られた利息収入について、コミュニティバス事業や学校給食無償化の費用等に充てている旨、資料や議会答弁等から確認することができる（添付書面4、添付書面5及び添付書面6）ところ、財政調整基金等を除く『特定目的基金』において得た利息収入を、基金条例に定められている設置目的及び用途以外の費用に充てている場合、社会通念上相当な範囲を超えた違法不当な公金の支出である。

市の公表している資料等に、基金の債券投資による運用から生じる利息収入の用途に関するものを発見することができないことから、監査委員による適切な監査を求めるところ、例えば、コミュニティバス事業に充当できる額は、市が公表する資料から計算すると、財政調整基金3,684,086千円と地域保全整備基金398,462千円の債券投資による利息収入の相当分は、基金の債券投資による運用の総額である7,450,000千円との割合を利息収入の総額である111,070千円に乗じて算出される

61,088千円であり、その額以上にかかる債券投資から生じる利息収入を充てられているならば、その部分については、社会通念上相当な範囲を超えた違法不当な公金の支出である。

③ 基金の保管としての債券投資による運用の違法不当について

基金の保管・運用については、地方自治法第241条第2項において「確実性」と「効率性」が規定され、また、地方財政法第8条では、地方公共団体の財産を常に良好の状態に管理するとともに、その設置目的に応じた最も効率的な運用が求められており、市の各種基金条例においても、原則として「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。」と定められているところ、元金が目減りしたり、予想外の損失を被ったりする可能性を考慮した「安全性」や、必要な時に換金が可能かといった「流動性」についても、客観的に担保されるよう管理や運用が為されるべきである。

下級審（高松高裁平成12年3月6日判決）ではあるが「より確実かつ効率的若しくは有利な方法で管理・運用・保管ができるのに、合理的な根拠なくして不確実・非効率的若しくは不利な方法で管理・運用・保管方法をとったような場合には、違法な財務会計行為とされる余地があることは否定できない」「元本額が保証されていることのみをもって、本件預託行為がその直接かつ固有の効果として徳島県に財産的損害を与える客観的可能性を有しないということとはできず」と示した判例があることを紹介しておく（添付書面7）。

加えて、各種基金条例において「基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」との規定があり、繰替運用が例外的な措置として規定されているものの、これは決して、それぞれの基金の設置目的及び用途と繰替運用等の例外とが逆転するような、いわば主従逆転の本末転倒までもが認められているのではなく、あくまでも、主として条例が定める基金の設置目的及び用途にのみに用いられなければならない。

したがって、本来の設置目的及び用途の用として支出されている金額を大きく超えるような目的外使用、又は金融機関における預金による保管を大きく超える利息収入を目的とした債券投資による運用は、地方公共団体の基金の意義を大きく損なうものである。

『令和5年度交野市決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書』（添付書面8）によると、令和6年5月末における基金総額9,704,442千円（令和5年度末では9,884,966千円）に対する7,450,000千円もの多額（約76.7%）の超長期を含む債券投資による運用での管理は、客観的に基金運用の「流動性」の視点から適切ではない。

また、基金の債券投資による運用の対象となる債券の全てが満期保有目的での運用であるとして、市が頑なに存在を秘匿しているいわゆる『含み損』であるが、本措置請求の請求人が行政書士に依頼して請求した情報開示請求により明らかとなった添付書面9を参照するところ、後述のとおり、現時点で把握できている額からも、期間内に売却すると間違いなく多額の売却損が発生することになる為、市政運営上、資金需要から必要となったとしても売却できず、満期まで保有し続けなければならない。

つまりは、基金の債券投資による運用によって、最長30年以上という超長期の債券保有期間に渡って、未来の交野市政における選択を大きく拘束することを意味するものであり、市の財政運営を硬直化させる要因となり得ることから、市長の裁量権のあり方に対する疑義を惹起させる。

法が求めるところの適正な基金の管理の違法性及び不当性の判断にあたり、市の主観的な主張を排除し、地方自治法及び各種基金条例の趣旨を担保することができない基金の管理や運用は、市長の裁量の範囲を逸脱する行為として認識されなければならない。

かかる市の基金の債券投資による運用への公金支出は、昨今、他の地方公共団体においても大きな問題となっている（添付書面10）ことも紹介しておく。

なお、本件請求人が某証券会社の協力を得て調査した結果、令和7年8月25日現在における基金の債券投資の時価は、約6,246,895千円であり、含み損は、運用総額の16%超の約1,203,104千円に及んでおり（添付書面11）、総務省が定める『統一的な基準による地方公会計マニュアル』（令和元年度8月改訂）144頁以下及び『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』22頁を参照するところ、近い将来において、満期保有目的債券の強制評価減の会計処理の基準となる「市場価格の下落率が30%以上の場合」に達すると予想されることも、基金の管理・運用の違法性・不当性の判断に資する情報として申し添えておく。

④ 提起期間を超える「正当な理由」及び提起までの「相当な期間」について

市が基金条例に根拠の無い基金を債券投資により運用することは、地方自治法及び条例に反する違法な公金支出に該当する。

これらの基金運用は、議会の審査対象外とされており、市は、公金を支出してから長期間に渡って事実を隠蔽している。

まず、条例の根拠が無いにも拘わらず、債券投資による一括運用の為に支出した3,262,533千円の違法な公金支出について、その支出が、対象となる基金、いつ、どの証券会社に、どれだけ支払われたのか等の詳細は、未だ不明であり、市のホームページで確認できる『基金の運用について』、交野市議会のホームページで公開されている議会定例会の『議案書・参考資料』や議会定例会等の議事録で確認できる発言だけでなく、一般に公開されていない資料についても情報開示請求を行って入手し、これを精査したものの、全ての不明点が解消されていない状況である。

『令和5年度交野市決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書』（添付書面8）等を確認すると、公金支出から一年が経過していると推察するものの、かかる公金支出については「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることはできなかった」との状況であるとともに、かかる公金支出及び基金の管理・運用について、市は「公表しない」としており「秘密裡」に行っているものであることから、その書類の記載内容だけでは、住民が「相当の注意力」をもって調査をしたとしても、通常、知り得ないと理解されるべきである。

次に、基金の債券投資による運用により得た利息収入の処理について、公金支出の時期は、現時点においても全くもって不明であり、その支出の性格上、未だ一年を経過していない支出もあるものと推察する。

加えて、基金の保管については、現時点において継続されている行為であって、違法不当な財産の取得・管理・処分の状態にあることから地方自治法第242条第2項が定めるところのいわゆる住民監査請求の提起の期間制限には服さないと解する。

さて、市の基金の債券投資の運用実態に関する事実は、令和7年9月3日に交野市議会で公開された令和7年7月9日開催の全員協議会会議録（添付

書面6)でも、市が非公開として意図的に隠蔽していることが確認できるところ、本件請求人が行政書士に依頼して情報開示請求を求めた資料の情報開示決定日(令和7年7月9日・令和7年7月24日)まで完全に秘匿されていた。

公金の支出から一年を経過しているものと推察するものの、かかる基金の債券投資による運用に関する情報の非公開による市の意図的な隠蔽状態あるいは不十分な開示状況においては、住民として求められる相当の注意力をもって調査したとしても事実を把握し得る状況にないことが明白であり、たとえ一年が経過していたとしても、本措置請求の提起には、客観的事由として、地方自治法第242条第2項所定の「正当な理由」がある。

また、情報開示請求を行った添付書面9及び添付書面12は、令和7年7月9日及び令和7年7月24日に開示されたものであり、令和7年第2回交野市議会定例会議事録が交野市議会のホームページにおいて公開された日は、令和7年8月26日であり、その日から本措置請求の提起までの期間は2月を越えていないことから、最高裁昭和63年4月22日判決【集民第154号57頁以下・判時1280号63頁】及び最高裁平成14年9月12日判決【民集56巻7号1481頁】(添付書面13)の判旨に照らして、本措置請求は「相当の期間内」に行われたものであって正当かつ適法に為されたものと解する。

なお、山本氏はじめ市の担当者は、令和7年第1回議会定例会及び令和7年第2回議会定例会において、基金の債券投資による運用に関する情報開示を拒否する旨の発言を繰り返しており、市議会及び住民への説明責任を果たすことを頑なに拒否し、これを隠蔽している(添付書面4及び添付書面5)状況である。

このことは『交野市資金管理方針』(添付書面14)の第8条第1項が「会計管理者は、毎年度、資金の保管及び運用の実績を取りまとめ、市長及び水道事業管理者に報告しなければならない。」とあり、第2項で「前項の規定により報告した資料については、市広報や市ホームページ等により市民に公表しなければならない。」との定め反しており失当である。

なお、基金は、資金の範囲に含まれており(交野市資金管理方針第2条第1項)、添付書面9で確認できるように、市には定期的に各証券会社より報

告書が届いていることから、市は、基金の債券投資による運用に関する保管及び運用の実績の状況は把握できているはずである。

叙上のとおり、市の基金の債券投資による運用の実態は、交野市議会の各種議事録の閲覧や情報開示請求を行わなければ、通常、議会にも隠蔽している情報を、一般の住民が相当の注意をもってしても覚知し得ない状況にあることは明らかである。

(2) 結論

叙上のとおり、基金の債券投資による運用の為の支出のうち、法に根拠の無い公金の支出、及び条例が定める収益の処分方法に反して設置目的並びに用途に反する公金支出については、社会通念上相当な範囲を超える違法不当な支出である。

あわせて、利息収入を求めるがあまり、地方自治法や市の基金条例等が求めるあり方や方法を蔑ろにした基金の保管は、違法不当な財産の取得・管理・処分であって、市長が市政運営において広範な裁量を有すると雖も裁量権の範囲を逸脱するとともに、その濫用としても極めて悪質な行為であり、まさに市長の立場を悪用した山本氏による『市政の私物化』以外の何ものでもなく、山本氏の専横による交野市政の暴走として絶対に看過できるものではない。

なお、基金の管理及び運用等を法に反して行うことは、地方自治法第138条の2の2が定める普通地方公共団体の執行機関に求められるいわゆる『誠実管理執行義務』にも反することも申し添えておく。

よって、監査委員は、本措置請求を監査の端緒として、基金運用に関する適切な監査を行い、違法不当な債券投資による運用に係わる公金支出及び財産取得・管理・処分の実態を明らかにし、速やかに違法不当な支出にかかる金額の返還並びに市の被った損害の賠償を求める等の必要な是正措置を講ずるよう勧告することを求めるとともに、市のいわゆる隠蔽体質を改め、基金の債券投資による運用状況の詳細を定期的の開示する等、行政における法の一般原則でもある説明責任を果たすよう勧告を行い、それに加え、法の遵守と条例が求める基金の管理の適正性及び透明性を担保し得る措置を講ずるよう勧告することを求めて本措置請求に及ぶ次第である。

